

受付番号：

伊達市「来て だて」住宅取得支援事業 事前相談票

年 月 日

この相談票は、福島県外から伊達市内に移住し定住する方を対象とした、住宅取得費用（土地取得費、外構工事等に要する経費、併用住宅における住宅部分以外に係る経費は除く。）の補助申請に係る**事前確認**のため提出いただくものです。

対象者に関する要件及び住宅に関する要件が多数ありますので、補助要件に該当しない場合があります。要件に該当しているか確認するために、この事前相談票の内容をよく読み、**申請者本人が☑及び記入**をしてください。

また、福島県及び伊達市の予算の範囲内で補助金を交付するため、予算枠を超えた事前相談票の提出があった場合は、補助申請を受け付けることができません。

1 相談者（住宅取得者又は請負契約者）

住所	〒
氏名及び 連絡先	携 帯 番 号： メールアドレス：
確認事項 (該当項目 に☑及び記 入してくだ さい。)	<p><input type="checkbox"/> 福島県外の市区町村から伊達市に直接転入し住民登録した、又は転入し住民登録する予定である。 ※県外から福島県内市町村に住民票を異動し、その後伊達市に転入した場合は対象外です。</p> <p><input type="checkbox"/> 伊達市転入前の福島県外市区町村には、1年以上住民登録をしていた。 (県外在住時に住宅購入又は請負契約をした場合は、住宅購入又は請負契約日から起算する。)</p> <p>➤ 前住所地市区町村名：.....(.....年.....月住民登録).....</p> <p>➤ 伊達市転入(予定)日：.....年.....月.....日.....</p> <p><input type="checkbox"/> 新築住宅工事の契約締結日又は住宅購入の契約締結日(以降「契約日」という。)は、以下いずれかに該当する。</p> <p>[<input type="checkbox"/> 契約日時点は、福島県外に住民登録があった。 <input type="checkbox"/> 契約日前に移住準備等のため市内に定住した場合は、伊達市転入の届出日から契約日までの期間が1年未満である。]</p> <p><input type="checkbox"/> 取得する住宅の住所に住民票を異動する直前の住所は、以下のいずれかに該当する。</p> <p>[<input type="checkbox"/> 契約日時点の住所である。 <input type="checkbox"/> 契約日時点の住所ではない。※伊達市外住所の場合は対象外です。 ➤ 直前の住所：..... (住民票異動年月日：.....年.....月.....日)]</p> <p><input type="checkbox"/> 契約者及び住宅の所有権登記は、以下いずれかに該当する。</p> <p>[<input type="checkbox"/> 自己名義である。 <input type="checkbox"/> 2人以上の所有であるが、自己の共有持分が2分の1以上である。 ※自己持分は、..... /である。]</p>

	<input type="checkbox"/> 当該年度内に契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員全員が定住し、対象住宅に4年間以上居住する意思がある。 (転入後の住民票謄本等の提出が当該年度内に可能である。) <input type="checkbox"/> 契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員の全員に市税等(転入前市区町村も含む)滞納者がいない。 <input type="checkbox"/> 所有する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴い対象住宅を取得する場合に該当しない。 <input type="checkbox"/> 「福島県多世代同居・近居推進事業に基づく補助金」を交付申請しない又は交付されたことがない。 <input type="checkbox"/> 住宅取得に対する同一目的の補助金等を国、県又は市町村から交付されたことがない。 <input type="checkbox"/> 契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員の全員が、伊達市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない。
--	---

2 取得する住宅の現状等

所在地	伊達市
確認事項 (該当項目に☑及び記入してください。)	<input type="checkbox"/> 新築住宅工事の契約締結日又は住宅購入の契約締結日(以降「契約日」という。)から1年以内の提出である。 ➤ <input type="checkbox"/> 新築住宅の取得..... <input type="checkbox"/> 中古住宅の取得..... ➤ 住宅契約締結日:.....年 月 日..... ※契約締結日からすでに1年を超過している場合は申請が出来ません。 <input type="checkbox"/> 建築基準法等の関係法令に適合しており、建築基準法等の規定により交付を受けた証明書(新築で取得の場合は検査済証写し、それ以外は確認済証写し等の書類)提出が当該年度内に可能である。 ※敷地内にその他違法建築物がないことや、がけ上またはがけ下の土地に建設されていない等、対象の建物を含め敷地全体で関係法令に適合していることが必要です。 <input type="checkbox"/> 耐震基準について以下いずれかに該当する。 (<input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前(旧耐震基準時)に建築された住宅だが、耐震診断を事業完了日までに実施し、耐震診断を受けたことが確認できる書類を年度内に提出することが可能である。 <input type="checkbox"/> 昭和56年6月以降(新耐震基準時)に建築された住宅である。) <input type="checkbox"/> 建物は、専用住宅である。又は併用住宅であるが、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積の1/2以上を占める。 <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書での所有権登記は、以下いずれかであり、住宅の登記事項証明書を申請する当該年度内に提出可能である。 ➤ 所有権登記(予定)時期:.....年 月 日.....

3 その他確認事項

確認事項 (該当項目 に☑及び記 入してくだ さい。)	<input type="checkbox"/> 住宅契約締結日時点の世帯構成等は、下記要件いずれかに該当する。 <input type="checkbox"/> 年齢が 40 歳未満である。 <input type="checkbox"/> 18 歳未満の子と同居しており、交付申請時及び実績報告時も同居する。 <input type="checkbox"/> 婚姻の届出又は伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ要綱に基づく 宣誓書の提出をした日から 3 年未満である。 <input type="checkbox"/> 新築住宅であり、住宅の建築又は設計を市内の事業者が請け負う。
---	---

4 添付資料について（下記書類を添えて提出ください。）

<input type="checkbox"/> 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等） <input type="checkbox"/> 売買契約書又は工事請負契約書の写し及び重要事項説明書 ※契約書やその他売買契約にかかる書類に、住宅取得にかかる費用がわかる記載がない場合は、 当該年度分の固定資産税納税通知書や名寄せ帳等の土地及び建物の固定資産評価額がわかる 書類を追加提出ください。
--